

---

## 第26回当別町農業委員会総会議事録

---

日 時 平成28年7月29日 (金) 午後3時00分開会

開催場所 当別町役場大会議室

### 1 出席委員 (16名)

|     |         |
|-----|---------|
| 1番  | 吉 成 賢 二 |
| 2番  | 石 田 秀 人 |
| 3番  | 山 田 智   |
| 4番  | 伊 藤 榮 一 |
| 5番  | 稲 村 勝 俊 |
| 6番  | 菊 田 実   |
| 7番  | 才 田 利 幸 |
| 8番  | 秋 吉 稔 之 |
| 9番  | 古 熊 健 一 |
| 10番 | 岸 本 辰 彦 |
| 11番 | 森 本 茂   |
| 12番 | 泉 和 浩   |
| 13番 | 青 山 眞 士 |
| 14番 | 佐々木 章 史 |
| 15番 | 重 原 昌 章 |
| 16番 | 川 村 義 宏 |

### 2 出席事務局職員

|        |         |
|--------|---------|
| 局 長    | 舘 田 博 道 |
| 次 長    | 山 本 直 樹 |
| 主 幹    | 柳 沼 忠   |
| 農地振興係長 | 櫻 井 裕 介 |

### 4 議事日程

|      |                                     |
|------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名                          |
| 日程第2 | 会期の決定                               |
| 日程第3 | 諸般の報告                               |
| 日程第4 | 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」 |
| 日程第5 | 議案第1号「当別農業振興地域整備計画の変更の意見について」       |
| 日程第6 | 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」         |

- 日程第7 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」
- 日程第8 議案第4号「土地の現況証明願いの決定について」
- 日程第9 議案第5号「当別町農業委員会の委員定数及び農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について」

## 議 事 次 第

---

### < 開会宣告 >

議 長 只今の出席委員16名、定足数に達しておりますので、第26回当別町農業委員会総会を開会いたします。  
議事日程でございますが、お手元に配布しております日程表により、議事に入ります。

---

### < 日程第1 議事録署名委員の指名 >

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。  
各委員 異議なしの声  
議 長 異議なしの声がございましたので、3番 山田委員、5番 稲村委員を指名いたします。

---

### < 日程第2 会期の決定 >

議 長 日程第2 会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。  
各委員 異議なしの声  
議 長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたしました。

---

### < 日程第3 諸般の報告 >

議 長 日程第3 諸般の報告について事務局より報告をさせます。  
事務局次長 先月の総会終了後の会務報告を申し上げます  
6月30日に、農業委員会法改正に係る第2回検討会議が開催され、川村会長、吉成職務代理、重原委員、秋吉委員、才田委員、石田委員、青山委員、局長以下事務局と農林課職員が出席いたしました。  
以上でございます。

#### < 日程第4 報告第1号 >

**議 長** 日程第4 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

**事務局次長** 只今議題となりました報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について」ご説明申し上げます。

今回通知がありましたのは、番号1番の1件でございます。

内容につきましては、賃貸借を双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。

—議案書を朗読説明—

**議 長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

**各委員** 質疑なしの声

**議 長** 質疑なしと認め、報告第1号については、承認することに決定をしてよろしいでしょうか。

**各委員** 異議なしの声

**議 長** 異議なしと認め、報告第1号は承認することに決定をいたしました。

---

#### < 日程第5 議案第1号 >

**議 長** 日程第5 議案第1号「当別農業振興地域整備計画の変更の意見について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

**事務局次長** 只今議題となりました議案第1号「当別農業振興地域整備計画の変更の意見について」ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、当別町が行う農業振興地域整備計画の変更について、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められているのは、番号1番の1件でございます。

番号1番の申請人は、個人が所有する本件申請地を賃貸借により借受け、堆肥場の設置をするため農用地区域内農地から農業用施設用地に用途変更するものでございます。

今回意見を求められている案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項に合致することから、変更することが出来るものと考えます。

なお、この案件につきましては、次の日程第6 議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」でご審議いただきますので、よろしく願いいたします。

—議案書を朗読説明—

**議 長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

**各委員** 質疑なしの声

**議 長** 質疑なしと認め、議案第1号については可とする意見を付すことに決定をしてよろしいでしょうか。

**各委員** 異議なしの声

**議 長** 異議なしと認め、議案第1号については可とする意見を付すことに決定いたし

ました。

---

### < 日程第6 議案第2号 >

**議 長** 日程第6 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

**事務局次長** 只今議題となりました議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、番号1番の1件でございます。

番号1番は、借受人が「堆肥場の設置」をするため、農地転用の許可を得ようとするものであります。

許可の基準となる農地区分の判断であります。当別農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地と定められた農地であり、農用区域内農地と判断されます。

農用区域内農地の転用は、原則不許可であります。今回の案件は堆肥場の設置ということで、農地法第5条「農地の転用の制限」のうち、第2項ただし書きに該当することから、転用の目的と農地区分は問題ないものと考えます。

尚、北海道農業会議への意見聴取は、農業用施設等の場合、意見聴取の対象から除外できる案件であるため転用委員長の判断により農地転用審査特別委員会の審議は省略しております。

農地法第5条調査書は、議案第2号資料としてお手元に配布させて頂いておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

－議案書を朗読説明－

**議 長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

**各委員** 質疑なしの声

**議 長** 質疑なしと認め、議案第2号については、許可することに決定をしてよろしいでしょうか。

**各委員** 異議なしの声

**議 長** 異議なしと認め、議案第2号は許可することに決定をいたしました。

---

### < 日程第7 議案第3号 >

**議 長** 日程第7 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

**事務局次長** 只今議題となりました議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者などから当別町に対して、利用集積計画作成の申出があり、当別町が作成した案について、当農業委員会の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、賃貸借の利用権設定に係るものが3件、15筆、122、367㎡でございます。

尚、これら3件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する、利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

－議案書を朗読説明－

議 長  
議 長  
各委員  
議 長  
各委員  
議 長

休憩いたします。

再開いたします。説明が終わりましたので質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第3号については、決定をしてよろしいでしょうか。

異議なしの声

異議なしと認め、議案第3号については、決定いたしました。

---

### < 日程第8 議案第4号 >

議 長 日程第8 議案第4号「土地の現況証明願いの決定について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

事務局次長 只今議題となりました議案第4号「土地の現況証明願いの決定について」ご説明申し上げます。

今回、願い出がありましたのは、番号1番から番号3番の3件でございます。

番号1番から番号3番の現地調査は、7月22日に秋吉委員・石田委員・森本委員、事務局の柳沼・櫻井の5名により実施いたしました。

番号1番の土地の現況ですが、農振農用地区域外の土地で、30年以上農地利用されていない土地であり、農地として耕作できる状況にはなっておりません。

番号2番の土地の現況ですが、農用地区域外の土地であり、従前より駐車場として利用されております。

番号3番の土地の現況ですが、農用地区域外の土地であり、従前より作業用道路として利用されております。

以上の現況につき、願いでのありました3件を、農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

申請地の位置図及び現況写真につきましては、お手元に議案第4号資料として配布させて頂きましたので、ご高覧いただきたいと思います。

－議案書を朗読説明－

議 長  
各委員  
議 長  
各委員  
議 長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

質疑なしの声

質疑なしと認め、議案第4号については可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

異議なしの声

異議なしと認め、議案第4号は可とすることに決定いたしました。

---

### < 日程第9 議案第5号 >

議 長 日程第9 議案第5号「当別町農業委員会の委員定数及び農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について」を議題といたします。

事務局より説明をさせます。

**事務局次長** 只今議題となりました議案第5号「当別町農業委員会の委員定数及び農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について」ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第2項及び第17条第1項の規定に基づき、当別町農業委員会の委員定数及び農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について、審議意見を求めるものであります。

1. 農業委員の定数を16名とする。
2. 農地利用最適化推進委員の委嘱は行わない。

とするもので、本件について、4月1日より改正農業委員会法が施行され、農業委員の選出方法等が変更されたことから、委員定数及び推進委員の取り扱いについて決定したことから、お諮りするものであります。

－議案書を朗読説明－

**議長** 説明が終わりましたが、この案件について、本日農政委員会を開催し協議しておりますので、重原委員長から報告願います。

**重原委員** 当別町農業委員会の委員定数及び農地利用最適化推進委員の委嘱の有無について、本日農政委員会にて協議し、議案のとおり、委員定数16名とする。農地利用最適化推進委員については、農業委員会に関する法律第17条第1項ただし書きの規定に基づき、委嘱しないこととするとして総会に諮る旨、意見集約したところであります。

私からは、以上であります。

**議長** 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

**各委員** 質疑なしの声

**議長** 質疑なしと認め、議案第5号については可とすることに決定をしてよろしいでしょうか。

**各委員** 異議なしの声

**議長** 異議なしと認め、議案第5号は可とすることに決定いたしました。

### <閉会宣言>

**議長** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、第26回当別町農業委員会総会を閉会いたします。

< 閉会時刻 午後3時40分終了 >